

藤枝市地域スポーツ振興交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域におけるスポーツの振興を図るため、自治会又は自治会支部に対し、予算の範囲内において、地域スポーツ振興交付金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(交付金額)

第2条 交付金額は、次に掲げる平等割額と人口割額の合計額とする。

- (1) 平等割額は、予算額の40%に相当する額を自治会数で除して得た額とする。
 - (2) 人口割額は、予算額の60%に相当する額に、前年度3月31日現在における自治会・町内会別人口に基づく当該自治会の人口を全自治会人口で除して得た値を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 自治会支部に交付金を交付する場合は、自治会支部に属する自治会の交付金の合計額を交付する。

(交付申請兼請求)

第3条 自治会又は自治会支部は、交付を受ける際、藤枝市地域スポーツ振興交付金交付申請書兼請求書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、自治会又は自治会支部に対する交付金の交付を決定したときは、交付金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。

(交付回数及び時期)

第5条 交付金は、年1回交付するものとし、交付時期は毎年度6月とする。

(実施報告)

第6条 自治会又は自治会支部は、スポーツに関するイベントの開催その他地域におけるスポーツの振興に資する事業を実施したのち、実施報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の交付金から適用する。